



栗東市における 認知症に関する事業



- ◆ 認知症高齢者等事前登録
- ◆ 認知症高齢者等個人賠償責任保険
- ◆ 行方不明高齢者等位置情報システム利用助成
- ◆ 行方不明高齢者SOSネットワーク
- ◆ 認知症初期集中支援事業
- ◆ オレンジヘルプカード
- ◆ 認知症サポーター養成講座

認知症高齢者等事前登録制度

対象者

認知症等により行方不明になるおそれがある高齢者等。

内容

家族等の申請により登録した情報を、草津警察署および担当の圏域地域包括支援センターに事前提供しておくことにより、早期に行方不明者の発見保護を図ります。

認知症高齢者等個人賠償責任保険

対象者

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等で、栗東市の住民基本台帳に登録がある者。
ただし、認知症高齢者等事前登録制度を利用している者に限ります。

内容

認知症の高齢者等が偶発の事故により法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害賠償額の補償を受けることができる保険です。

行方不明高齢者等位置情報システム利用助成

対象者

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等。
ただし、認知症高齢者等事前登録制度を利用している者に限ります。

内容

GPSやBluetooth等により位置情報を検索し把握する機能を主とする端末機の利用について、その初期費用（端末機代金や付属品代など）を助成します。

助成金の額

助成金は1万円を限度とし、利用者1人につき1回限りです。

申請方法

契約日の翌日から起算して60日以内に、申請書に次の書類を添えてご申請ください。

- ①領収書または支払った額が明らかになる書類の写し
- ②端末機の利用に関する契約書等の写し
- ③その他市長が必要と認める書類

行方不明高齢者SOSネットワーク

市役所、地域包括支援センター、警察だけでなく、市内介護サービス事業所等協力企業が、認知症等により高齢者等が道に迷った時にできるだけ早く自宅に帰れるように地域で見守り、また、行方不明になった時にすみやかに発見・保護する仕組みです。

協力企業様には、認知症等の高齢者等が行方不明になった場合、市からメールで情報を提供させていただき、通常業務の範囲内での検索のご協力や、お持ちの情報があれば市や警察に提供していただきます。

認知症初期集中支援事業

認知症またはその疑いがある方やご家族のご自宅をチーム員が訪問して、ご相談に応じ、今後の生活を一緒に考えます。また必要に応じて主治医、介護サービス事業所と情報共有し、連携していきます。

チーム員について

認知症専門医、保健師、社会福祉士、看護師、作業療法士などの専門職で構成しています。
専門職2名以上でチームを組み、支援にあたります。

対象者

栗東市在住の40歳以上の方とその家族で、認知症や物忘れ等の症状でお悩みやお困りの方。
※相談や家庭訪問の結果、対象かどうか判断し支援をします。
(対象外の場合でも地域包括支援センター職員が支援します。)
お悩みやお困りな方はお近くの地域包括支援センター窓口へご相談ください。

オレンジヘルプカード

認知症の症状の一つに、見当識障がいがあります。
見当識障がいとは、現在の年月や時刻、自分がどこにいるか等、状況の把握ができなくなることです。
また、認知症状によって、自ら困ったことを伝えられない人、困っていることを自覚できていない人もいます。

「オレンジヘルプカード」は、認知症の人が普段から持ち歩くカバンにヘルプマークとともに携帯しておくことで、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなるカードです。



認知症サポーター養成講座

認知症サポーターについて

認知症を正しく理解して認知症の方やご家族を温かく見守る応援者のことです。
何か特別にするものではありません。例えば、認知症になった方やご家族の気持ちを理解しようと努める、自分のできる範囲の手助けをするなどの活動になります。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解していただけるよう、認知症について解説しています。
市民・団体様向けや企業様向けの内容があり、受講者の年齢や職業に合わせて寸劇や朗読を交え、楽しく学んでいただけます。